
令和5年 第4回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第5日）

令和5年12月15日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和5年12月15日 午前9時01分開議

- 日程第1 議員定数等調査特別委員会の設置期間を延長する動議
- 日程第2 事件撤回要求について
- 日程第3 議案第64号 吉賀町公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第65号 吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第66号 吉賀町交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第67号 吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第68号 吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第69号 吉賀町福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第70号 吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第71号 吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第72号 吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第73号 吉賀町地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第74号 吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第75号 吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第76号 吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第77号 大野原運動交流広場の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第78号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第79号 吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第80号 吉賀町地方創生アドバイザー設置条例の制定について
- 日程第20 議案第81号 吉賀町新病院建設基本計画策定委員会設置条例の制定について
- 日程第21 議案第82号 吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定について
- 日程第22 議案第83号 吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定について
- 日程第23 議案第84号 吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定について
- 日程第24 議案第85号 吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて

- 日程第25 議案第86号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第87号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第88号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第89号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第90号 吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第91号 吉賀町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第92号 令和5年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第93号 令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第94号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第95号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第96号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第97号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第98号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第1 議案第99号 土地の買入れについて
- 追加日程第2 議案第100号 動産の買入れについて
- 追加日程第3 議案第101号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第4 議案第102号 よしか病院の指定管理者の指定について
- 追加日程第5 議案第103号 介護老人保健施設よしか苑の指定管理者の指定について
- 追加日程第6 議案第104号 吉賀町医療介護従事者住宅の指定管理者の指定について
- 追加日程第7 議案第105号 吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定について
- 日程第38 発議第5号 ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）
- 日程第39 発議第6号 軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）
- 日程第40 閉会中の継続調査について
- 日程第41 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議員定数等調査特別委員会の設置期間を延長する動議
- 日程第2 事件撤回要求について
- 日程第3 議案第64号 吉賀町公園施設の指定管理者の指定について

日程第 4	議案第65号	吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定について
日程第 5	議案第66号	吉賀町交流施設の指定管理者の指定について
日程第 6	議案第67号	吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定について
日程第 7	議案第68号	吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第 8	議案第69号	吉賀町福祉センターの指定管理者の指定について
日程第 9	議案第70号	吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
日程第10	議案第71号	吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定について
日程第11	議案第72号	吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第12	議案第73号	吉賀町地域食材供給施設の指定管理者の指定について
日程第13	議案第74号	吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定について
日程第14	議案第75号	吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について
日程第15	議案第76号	吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について
日程第16	議案第77号	大野原運動交流広場の指定管理者の指定について
日程第17	議案第78号	吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
日程第18	議案第79号	吉賀町太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について
日程第19	議案第80号	吉賀町地方創生アドバイザー設置条例の制定について
日程第20	議案第81号	吉賀町新病院建設基本計画策定委員会設置条例の制定について
日程第21	議案第82号	吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定について
日程第22	議案第83号	吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定について
日程第23	議案第84号	吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定について
日程第24	議案第85号	吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第86号	吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第87号	吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第88号	吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第89号	吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第29	議案第90号	吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第30	議案第91号	吉賀町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例について
日程第31	議案第92号	令和5年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第32 議案第93号 令和5年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第94号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第95号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第96号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第97号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第98号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第1 議案第99号 土地の買入れについて
- 追加日程第2 議案第100号 動産の買入れについて
- 追加日程第3 議案第101号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第4 議案第102号 よしか病院の指定管理者の指定について
- 追加日程第5 議案第103号 介護老人保健施設よしか苑の指定管理者の指定について
- 追加日程第6 議案第104号 吉賀町医療介護従事者住宅の指定管理者の指定について
- 追加日程第7 議案第105号 吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定について
- 日程第38 発議第5号 ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）
- 日程第39 発議第6号 軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）
- 日程第40 閉会中の継続調査について
- 日程第41 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1 番 桜下 善博君	2 番 村上 定陽君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桑原 三平君
5 番 河村由美子君	6 番 松蔭 茂君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 藤升 正夫君	10 番 中田 元君
11 番 庭田 英明君	12 番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 竜也君
税務住民課長	……………	山根 徳政君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	渡邊 栄治君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	深川 千恵君

午前9時01分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に対しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。議事日程はただいまお手元に配布したとおりです。

日程第1. 議員定数等調査特別委員会の設置期間を延長する動議

○議長（安永 友行君） 日程第1、議員定数等調査特別委員会の設置期間を延長する動議を議題とします。

お手元に配付したとおり、議員定数等調査特別委員会の設置期間を延長する動議が提出されておりますので、この動議は成立をしています。

ここでお諮りをします。日程第1、議員定数等調査特別委員会の設置期間を延長する動議は、原案のとおり設置期間を延長することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、日程第1、議員定数等調査特別委員会の設置期間を延長する動議は、原案のとおり決定をされました。

日程第2. 事件撤回要求について

○議長（安永 友行君） 日程第2、事件撤回要求についてを議題とします。

この件については、今朝ほど議員の皆様にはおつなぎをしたところですが、お手元に配付したとおり、事件撤回要求については提出されております。

ここでお諮りをします。日程第2、事件撤回要求については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、日程第2、事件撤回要求については、原案のとおり決定をされました。

日程第3. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第64号吉賀町公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 公園施設の中に、真田ポケットパークが入っていると思うんですが、この前の一般質問のときにもお聞きしたんですが、ここは津和野土木事業所との共同の管理といいますか、伺ったんですが、やはりそういうことを含めましても、やはり個別管理計画もできていますし、そちらを優先して、そのように改善したらどうかと思います。それから他のところも、他の施設についても、5時までの管理はされていると思うんですが、8時半から10時までとなっていますが、その管理が、管理責任等々が問われるような事態が起これなければいいんですが、そういうことがあったときにどういうふうに対応するかというのをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それではまず、総合管理計画の個別計画との整合と、もう一点が管理状況についてということであったかと思います。

まず個別計画との整合ですけれども、こちら大変申し訳ありません、今、2021年からというふうになっていましたけれども、総合計画全体は確か1回改定をされたと思うんですけれども、個別計画自体は、表紙のところにはちょっと、令和2年3月とかというような記載がありました。個別計画自体は、すみません私、改定をしているという認識がなくて、真田のポケットパークと正国公園に関しては、今、遊具を設置したりとか、彫刻を設置したりというようなところで、当時、一番最初の総合計画を立てた当時から使い方を変えております。そういったところで、今、個別計画ああなっておりますけれども、実際のところという、活用をしていきたいというふうを考えているところです。

もう一点、大体条例の中にはですね、開館時間とか利用の時間というようなところで記載があるというふうに思います。真田のポケットパークに関しても利用時間、真田市場の利用時間は、午前8時30分から午後10時までとするというふうになっておりますけれども、このあたり、基本的なところでいうと、料金を設定できるような時間がこの時間というようなイメージで捉えていて、管理人があそこも常駐をして管理するといったようなことにはなっておりませんし、今後もその予定はありません。基本的に貸し出す時間が、そういう時間が、設定ができるといった

ようなところで考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ただいまの件で、今、課長より、個別施設計画と実態は異なっているという趣旨の答弁でしたけれども、個別施設計画そのものが、現場が変わっていくことによって見直しをすることについて、どのような方法でしていくように今なっているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 個別施設計画、それから実際に、それぞれ具体的に施設がございます。施設によっては、施設の利用については、変化があるといいますか、変更が中途中途で、その都度起こっているということもあろうかと思えます。個別施設計画そのものについて、その都度反映させるというような手法は取っておりません。それぞれの施設ごとに対応していただいて、一定の期間、個別施設計画は、基本的には5年ごとの見直しというふうにはなっております。その際に、その時点で、それぞれの施設の状況をまた反映させるという、こういうサイクルで計画は作ってあるという、こういう作りとしておりますので、そのような対応でしておるところで、御説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第64号吉賀町公園施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１０名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
大庭 澄人君	藤升 正夫君
中田 元君	庭田 英明君

反対（１名）

河村 隆行君

日程第４．議案第６５号

○議長（安永 友行君） 日程第４、議案第６５号吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。１１番、庭田議員。

○議員（１１番 庭田 英明君） 制度のことなんですが、この施設については利用料金制度を適用するのが順当な施設かどうかというのをちょっと疑問に思っています。というのは、今のゆ・ら・らとかはとのゆとは全然違う性質のもの、まあ公園もそうですけど、なのでむしろ、今度、公設民営の病院の制度に関わる料金の収入代行制度という制度のほうが、この施設の性質上ふさわしいんじゃないかと思っていますけど、その辺の見解はどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） この利用料金制度そのものについてですね、この制度を活用してというか今の現行法上利用料金が大半なんですけども、今回の更新に当たってこの制度そのものについて、そのあり方そのものについて深く我々の議論はいたしておりません。が、このたび病院の関係で新しい制度が入るというような予定にもなっておりますけれども、そうしたことを踏まえまして今後この料金制度については検討の余地はあるんだろうと思います。おっしゃられるとおり、それぞれの施設ごとによっていろいろと性格の違いがございますので、そうしたことは今後また検討する必要はあるかというふうに思いますが、現在のところではこの制度そのものの議論といいますか協議は行っていないということが実状でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） １１番、庭田議員。

○議員（１１番 庭田 英明君） 検討というか議論されていないということでしたが、十分御存

じだとは思いますが、利用料金制度の導入というようですね、事業者が収入の採算が取れる施設をこういう制度に適應するのが適当だという指針も出ていますが、このたび料金制度の裁量権の拡大、利用料金などの拡大もされましたけど、こういう施設は利用料金を拡大して、それで管理者の収入が上がって維持できるかというそれはなかなか難しい施設だと思いますし、そもそもこの設置上の目的が違うわけですので、その辺のところは早急に、これ認めたら5年間このままでいくわけでしょうけど、早急にやっぱり内部では検討していく必要があるんじゃないかと思うわけです。そうしないと何もかも利用料金制でやって、一方は燃料高騰や人件費でずんずんずんずん管理料が上がっていく。そうでない施設は見てもおきほとんど上がっていないですよ。こういう施設は。上がるのがいいわけじゃないですけど。やはり管理者としては行政としても無理な要求をしとるわけですので、そこの辺のところはもう少し考えられて、仕組みを変えていくという、いつまでたってもいつまでたっても、さっき個別の管理計画なんかがありましたけど、2050年までの管理計画を作ってますよ、果たしてそれが、この中におられる人で長生きする人は50年まで長生きされるかわかりませんが、誰も責任を取れないような計画を立てるべきじゃないと思いますよ。

もう一度お聞きしますが、今後5年間の間にこういう議論をされる予定と言いますか、考えはありますか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 施設のあり方につきましては、今定例会におきましても様々な角度から御意見を頂戴しております。そうしたことも当然踏まえてですね、今後においてそれぞれの施設がどのような形で管理していくのがいいのかということ、こうしたことについては当然議論していきたいというふうには思っております。総合管理計画並びに個別施設計画につきましても、一定のサイクルで見直しをするということ、これは決められたものもございますので、そうしたところと合わせてですね、今のような御意見、そうしたところを考えていかなければならないというふうには思います。本日のところで、じゃあ来年度やりますとかという時期的なものはなかなか言うところができませんが、そうした考え方で今後進めていかなければならないというところはお伝えしておきたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第65号吉賀町森林活用環境施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第5．議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第66号吉賀町交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この交流施設のうちの安蔵寺山麓ゴギの郷ログハウス村、また高尻のリバーサイドログハウス村について、特にゴギの郷のほうなんですけども、老朽化が激しいという中で、あそこ自体の改修についてどういう計画を持っているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） ゴギの郷の改修計画についてなんですけれども、今のところ具体的な改修計画は持ち合わせておりません。いろいろ今回指定管理者制度等の活用について御意見ありましたけれども、観光施設全体で今後の見直しを図っていくというところにもかかってくると思いますので、そういったところが全体決まったらまた大きく手を入れていくこともあるかもし

れませんけれども、今の時点で何か改修を行うという計画はありません。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 総務課長、今先ほど個別施設計画も総合管理計画も5年でと言われましたが、公共施設等総合管理計画は5年ということが書かれておりますが、個別施設計画も5年で見直すと、これはおかしいんじゃないかと思ったのですが、ゴギの郷も24年の除却等々が計画されていますが、やはり先ほども質問しましたが、この個別施設計画、これをやはり最重要に持ってきてもらわないと、何のための計画か、その5年ごとに重要度が変わってきて、そのたびに財政計画と同じようにそのときになったら5年先になったらまた分かりませんと、こういうふうな5年先の計画というんじゃないしに、やはり通してこういうふうな個別計画で出されておるわけですから、これをやはり大事にしてこれを基準に物事をしていかないと、何を基準に私たちが質問していいか分からないと思うんです。質問したら、いや5年先にまた見直すからそれまで分かりませんか、この個別計画、それだけの意味のないものなんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほどの答弁の中で少し説明不足のところがあったと思います。大きくくりでは5年ごとの見直しというふうにはしております。その上で、特に個別施設計画につきましては年度年度において、それぞれの施設の状況の把握、そうしたことは毎年度行ってはいるというところなんです。それ自体は計画書の作りなんですけれども、本体、本編の部分と資料の部分と分かれてまして、資料の部分については年度ごとに手入れをするような形です。私が申し上げたのは、5年ごとというのは基本的な全体的な話として、5年ごとというふうにお答えをして、そこで留め置いた答弁をしたので大変失礼しましたが、必ずしも個別施設計画も5年間ずっとそのままだと置いて5年ごとということではなくて、その都度、年度年度で内容について変更がかけられればそれを変更はしているというような形で作業を進めているというところなんです。大変、先ほどちょっと大きく説明をしてしまいましたので、その部分ちょっと抜け落ちておりましたけれども、そういう形でこの施設の管理については対応しておるというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それでは、個別の施設は通してこの計画どおりに一応大筋では行くと、その年度年度で補修が出たらかけていくとか、そういう考えでいいんですね。基本的な計画はこの個別施設計画が大元になっているという判断でいいんですね。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 議員おっしゃられるとおりでございます、大元が総合管理計画、

そしてその下というかですね、その下のところにそれぞれの個別の施設管理計画がある、さらにその個別施設計画の中身を見ると各施設において今後の施設の管理の大筋は示してありますけれども、これもいろいろと変更がかかる内容ですので、ここはもう非常に流動的な要素が含まれる、こういう計画の構成になっておるところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） すいません。先ほど質問したゴミの郷、先ほどもありましたけれども、今の個別施設計画の中での除却というのは2020年になっておりますが、そういう少なくとも指定管理期間の中で、その個別の施設計画との関係性をどういうふうに整理されたのかその点改めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、ゴミの郷とリバーサイドログハウス村ですけれども、2024年にですね、個別施設の管理計画上では今除却となっております。次の、今議決を受けようとしている指定期間のスタートからこの施設は外したいというふうに当時考えておりました。活用される民間の方があれば譲渡することも含めて、昨年度からちょっと検討はしておりましたが、なかなかそういうことがうまくいかなかったということもありまして、今回引き続き5年間指定管理に出して、再度検討しようというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 今の交流施設の中でですね、長瀬峡自然公園のことですが、これがちょっと見当たらないんですが、個別施設のどこに入ってますか。長瀬峡キャンプ場はもう既に21年から除却になっていきますけど、見当たらないんですが、まあこれは質問じゃないんですけどちょっと教えてください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 長瀬峡自然公園ですけれども、私も個別施設計画手元に持ってはいるのですが、その中での施設としては明記をしていないというふうに思われます。ここをなぜ明記しなかったのかというところがお答えができないのですけれども、この部分についても個別施設計画の中に盛り込むというふうな考え方でいう、あるいは施設の対応、御承知のところがあるかと思いますが、もちろん施設そのものは建物が中心というような性格ではなかったかなと思っておりますが、すみませんでした、失礼しました、本来、個別施設計画の中にこれをまた盛り込むというのが妥当な、適切な対応だろうと思っておりますので、この部分も入れさせていただいて、対応してまいりたいと思います。

大変失礼しました。以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） この中に入っとるとか入ってないとか問題視しとるわけじゃないんですよ。要するにですね、今、右ヶ谷キャンプ場が直営だったのが、もう既に廃止の方向で決まっとるじゃないですか。結局、経費がかからなくなるわけですね。これからどうなるか分かりませんが、民間の方が活用するという計画も出ているわけですよ。私が言いたいのは、極力行政が持っているものを手放して、荷物を軽くして、住民の福祉にそういう金を充てるべきじゃないかというのを言いたいわけです。個別計画に載ってないか、載っとるかが問題じゃなくて、長瀬峡の本当に素晴らしい自然があって、川も本当きれいなところです。そういうところをただ指定管理に出して放っておくよりは、財産として民間の方の活用ができるんじゃないかと、そうして財政負担を減らすべきじゃないかと言うとるわけですので、その辺のところは誤解のないようにしていただきたいと思います。それで、将来的にこういう施設を整理していく計画はないんでしょうけど、気持ちがあるかどうかをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一般質問でも同じような御質問が数名の方から今回ございました。そこでもお答えをしておりますけど、まずは来年度以降の指定管理につきましては、かなり多くのものを今回お願いをさせていただいて、今、上程をさせていただいております。基本的な考え方としては、向こう5年間、仮に議決をもらえれば、当然もうそれで動いていくわけでございますが、それでその行政として指定管理をお願いしているのだから、これで終わりということは当然ございません。お答えをしたように、老朽化の問題があったり、あるいはそうしたものを整理させていただいて、これまでも解体であったり、それから民間のほうへ無償で譲渡させていただいておる、そんなこともありますし、それから新しい手法として地域再生推進法人という考え方も、県内では初めて取り組みをさせていただいて今スタートしております。あらゆる方面から検討させていただいて、行政が持っているだけで、結果的に我々行政の負担が多くなって、それがひいては住民の皆さんのところへしわ寄せがいくわけでございますので、民間のところでは民間のほうにお願いをする。そうしたことによって、行政のほうの経費負担が軽減をされて、それが住民の皆さんの福利厚生の方へ健康増進に回っていくということが一番いい形だろうと思いますので、今回かなり多くのものを指定管理で、令和6年度以降、5年間あるいは4年間、お願いをさせていただいておりますが、そのことをお願いをしながら、一方では今申し上げたような協議も当然のことながらさせていただきたいというふうに思っております。これは今御審議いただいておりますこの施設に限らず、相対的な考え方ということで申し上げたところでございますので、そのような形でこれからも対応していきたいというふうに思っております。

す。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第66号吉賀町交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第6 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第67号吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。質疑を行います。質疑はありますか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 先日来、このゆ・ら・らの件について、いろいろ質問が出てお

ります。説明の中でですね、ちょっと私の聞き間違いかも知れませんが、今のこのゆ・ら・らの上げ幅のことで、金額の合計が5年間で2億3,500万円というようなのが出ております。今までの指定管理より約1.9倍ぐらいの金額になっております。他の老人福祉センターとか福祉センター、特養等にしても、1.2倍程度か1.3倍ぐらいだと思うんですが、説明では電気代あるいは灯油代というようなことがありましたけれども、ゆ・ら・らのほうは人件費も40人ばかりおるんでというお話もありましたけれども、それにしても約2倍というような数字になっておりますが、その辺の内訳ですね、そのことをどなたか言ったような気もするんですが、その辺のことをもう一度お聞きしたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、むいかいち温泉ゆ・ら・らの基準額の内訳ということでよろしいですか。

1点ちょっと確認をさせていただいたと思うんですが、全員協議会の資料の令和6年度から10年度、こちら総額は税込みになっております。もう一方の参考の指定管理料の基準額、平成31年度から令和5年度、こちら税抜きになっておりますので、税込みと税抜き、単純に比較をしていただくと結構差がある、もともとボリュームのあるところなので、金額の差が出るかと思っておりますので、この辺りちょっと御留意いただいたと思います。

参考の指定管理料基準額、平成31年度からに関しては、31年度がちょうど8%と10%の時代があったので、税抜きのところをお伝えさせていただくと、こちら書いてあるとおりに1億2,177万円という前回の基準額に対して、今回は……すみません、単年度で比較をさせていただきます。令和5年度、今年度が、税込みで表現をさせていただきますと、2,678万9,400円、これが基準額となります。これに対して、今回令和6年度からのものですが、4,708万1,100円ということになります。これでいくと、1.75倍ぐらいになります。2倍に近いところでもあるかと思っておりますけれども、そのぐらいの金額になっております。

あと内訳に関してなんですけれども、若干項目が多いのでざっくりで言わせていただきますと、先般説明させていただきました、まず光熱水費のところなんですけれども、これが税抜きで、3,660万円程度を見ております。後は人件費にかかるところなんですけれども、どこまで人件費で見るかというところが少し分解ができないというところもあるんですけれど、一応今、ざっくりでこちらで掴んでいるところと言うと、税抜きの金額で言うと、6,882万7,000円ということになっております。こちらは先日申したパートさん、アルバイトさん、いろんなところの人件費含んで総体の金額だということで考えております。人件費6,882万円。すみません、指定管理料の算定の金額ですね。それで、あと先ほどの人件費と光熱水費を引いたもの、それが出る、出のほうですね。積算の出のほうです。あとはその他の経費のところ、今ざっくり

電卓を叩いているのであれですけど、6,670万円くらいといったようなところがあります。大まかに人件費以外のもので、光熱水費、光熱水費以外のものという感じで今の数字が出ております。収入に関しましては、総収入を今、1億2,930万円程度見込んでおりますので、そのところの差額が出てくるというようなところになっております。（発言する者あり）

よろしいですか。今のような……以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 今の説明を聞いていますと、年間の売上が1億2,930万円を見込んどるということでしょう。それで年間の光熱水費が3,660万円、人件費が6,868万円ぐらい見ておると。その手当が今のこの5年間では2億なんぼだけど、年間で割ると4,000なんぼということになっているということですかね。そういうことですか。ちょっとよくわからないんですが。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） まずこれ、単年度の収支で、税抜きでということでもう一度お答えをします。

売上高1億2,930万円ということで見ております。税抜きです。それに対して人件費が6,880万円です。ごめんなさい、細かい数字まで出ているんですけど、一応万円止めぐらいで、と思いました。光熱水費に関してが3,660万円。トータルの出の部分でいうと、1億7,210万円といったような数字です。ごめんなさい、今あの、人件費、光熱水費以外の金額はちょっとお伝えしていませんけれども、そこは先ほどのところの合計から差額をしてもらえれば出るといったような金額です。

これが一応吉賀町が積算をした金額です。ただあの、今までもなかなか積算の内訳まで示していないところではあります。一応うちが持っている参考はこういった資料だということで御確認いただけたらと思います。

以上です。

あくまでも積算、単年です、1年です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） そうすると、単年度でいうと、例えば6年度ですね、今の数字だけ捉えるとちょっと黒字になりますよね。他にも経費はあるかと、光熱水費と人件費で言われると収入のほうが多いわけです。他にも諸々があるんじゃないかと思うんですが、それで指定管理費が799万5,000円というような数字が出とるわけです。ちゃらになるちゅうことにはならんのか……、ちょっとよく分らんのですが。

○議長（安永 友行君） ちょっと休憩します。調整ではなくて町がもうちょっと、明確に答えて

いただくために休憩します。ここで10分間休憩します。

午前9時50分休憩

.....

午前10時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第67号の質疑を続行中ですので質疑を始めます。最初に深川課長の方から再度説明をされるそうです。深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、先ほどの積算額税抜きでお伝えをします。人件費6,880万円、光熱水費3,660万円、その他6,670万円、合計がですね、これ端数が若干違うかも分かりませんが御了承ください、1億7,219万6,000円。収入については1億2,939万5,000円、差額としまして4,280万1,000円、これに消費税1.1倍しますので、資料にある基準額4,708万1,100円という金額になります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか。よろしいですか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） この施設に限ったことではないんですが、全体的に上がっていますよね、人件費も水光熱費も。31年から令和5年までと、6年から10年までの比較で、昨日か一昨日の一般質問だったですか、町長の説明で、平均として全体で5年間で30%経費のアップだという説明がありました。しかしここは先ほど課長の説明では5年間の比較が1.6倍になっていますよね、160%。ということは、ここが1.6倍なら他のところは下がっているところもあるという認識で、まあ認識というか、と思うんですけど、そこで、今水光熱費、人件費、その他の経費の数字が示されましたが、この約倍増しとの関係で、ゆ・ら・らに関せずですよ、この水光熱費管理料算出するときに光熱費のその計算の基礎となる金額と、人件費、これは最低賃金を基礎としているんでしょうけど、そここのところをお示しいただきたいと思います。なんぼかけるなんぼで計算されているのか。

今年までのやつと来年からのやつの違いが知りたいわけです。この増額をした、分かりますかね。当然単価が上がったからこうなったわけでしょう。だから5年までの基準、電気代なり灯油代なり、水道代なりの基準とそれが上がった、こっちの6年から10年までの基準額が知りたいわけです。それがないと計算、この数字が出てこないと思いますので。それと、もうちょっと付け加えさせてもらいますけど、そうなった場合、まあこれはあくまでも暫定のものだと思いますので、例えば燃料、今ガソリンが170円ぐらいですか、それを基準として算出したときに、この次の5年間でこれが下がってくると。そうすると当然この経費も下がるわけですよ。人件費はもう最賃が決まったらそれは下がることはないと思いますが、その経費というのは下がって

くるわけですけど、そのときはどのような対処をされるのかというのを聞いておきたいと思います。今までほとんど、それは減額されたというような、指定管理料が減額されたというような例はないんで、もしそのようなことがあったときにこの予算をずっと踏襲していくべきではないんで、基準があるわけですから。そのときはどうされるかというのをその２点をお聞き、ちょっと分かりやすくすみませんが説明してください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） これは１２月１日の全員協議会でお話したことの繰り返しになるんですけども、ちょっと数字までは今手元にございません、考え方についてお示しをさせていただきたいと思います。

まず燃料費について、電気代、これは令和５年６月１日の電気料金単価表、中国電力さんが出されているものです、これにより積算をするということ、それからその他の燃料関係の費用がございます。これについては、それぞれの施設ごとで令和４年度の最高単価を用いて積算をすると、こういうことです。光熱水費の関連でいうと、こういう考え方で積算をしたということ、それから人件費です。これは最低賃金の部分を見まして計算をしております。前回更新時から今回更新時の最低賃金の上昇率、これを基にして積算をしているという、こういう形になっております。

施設ごとで取り扱うガソリン、軽油、重油いろいろとございますが、そうしたものは基本的にはこういう形を示させていただいて、各施設ごとで使用する対応に合わせて積算をしてきておるという、こういう内容ということになっております。

それから、今後のいわゆる物価変動、これも全員協議会で示しておる資料になりますが、リスク分担表というものをお付けしているかと思います。この物価変動に関して、人件費、物品費等、物価の変動に伴う経費の増、これについては町が持つのか指定管理者が持つのかということですが、第一義的には指定管理者さんに対応していただくということになってまいります。ただし、これまでの経験も踏まえてということになりますけれども、著しい物価変動があったときには協議をして、その都度対応が必要であれば対処してきているということになっております。

ちょっと目安という表現で大変恐縮ですけども、物価変動幅としてはですね、減ることはあまり想定できないというのかなと思いますけれども、１０％の上下動というところを、目安としてはこちらとしては持っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） １１番、庭田議員。

○議員（１１番 庭田 英明君） 変動幅の１０％というのは、確かにリスク分担表ももらっていますし、その１０％というのも説明を聞いています。聞いていますけれど、私が今言うたのはその１０％が下がったとき、今課長はそういうことはないと言われましたけれども、それは課長の

考えであって実際世界の経済は動いとるわけですので、例えば今の円の相場が変わればまた燃料も当然変わってくるわけですので、そこで下がったときにどういう措置をするのかというのを聞きしています。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） ちょっと私の言葉足らずといいますか、上がり幅10%それから下がり幅10%ですね、そうしたところを見ながらですね、場合によっては指定管理者の方と協議するというような状況、そうしたものは考えておるところで回答させていただきたいと思っています。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 補足をさせてください。今ちょうど燃料費が高い時期にありますので、そういうことは当然想定されると思いまして募集要項の中に1項目入れております。燃料費、光熱水費等の変動に伴い、著しく経費が下がった場合の措置、次年度の指定管理料については吉賀町と指定管理者で協議の上決定するという項目を募集要項の中で入れています。ですので、そういう事例があれば当然町は下げる方向で交渉したいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 他にありませんか。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 関連になります。先日の全協の資料で、指定管理料についてというところで、下のほうになりますが、採算性の高い施設については町に対し、還元納付金として一定の金額を納入することを定める場合がありますということが書いてございますが、これも単年度というか期中といいますか、契約期間の間で単年度で計算されて還元納付金を求めることもあるのかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 資料についてそうした表現でお示しをさせていただいておりますが、実際のところは、こうした状況の、これまでのところでこうした対応を取った施設についてはございません。先日も幾らか説明させていただきましたけれども、非常に採算性の高い施設という表現を取っていますけれども、非常に採算性が高い、要するに黒字ということです、そうした施設でないとした状況にはなり得ないというふうに思っております、なかなかそういった施設についてはこの吉賀町ではこれまでのところはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） すいません、そういう質問をしたわけではなくて、5年間の5期あるわけですね、単年で考えましたら。5期の間でこういうことがあれば、そういう交渉もするのかどうかというところをお聞きしたんですが、先ほどの質問にもありましたが、燃料代

が下がればその分利益が上がる場合があります。そういうときに対応して、利益還元という形で町にかえていただくという方法もあるのじゃないかなと思ひましてお聞きしました。その辺質問をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） この利益還元納付金と指定管理料なんですけれども、ここに書いてあるような状況の施設がもし今後発生すると、そうしたことがあるとするならば、そうした協議というか指定管理者の方とお話をする、それはそういうふうにするということになるのかというふうに思います。（「単年で大丈夫ですか」と呼ぶ者あり）そうですね、そういうふうになるというふうに考えていただいて結構です。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第67号吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

村上 定陽君
桑原 三平君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

反対（１名）

河村由美子君

日程第 7、議案第 68 号

○議長（安永 友行君） 日程第 7、議案第 68 号吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。7 番、河村隆行議員。

○議員（7 番 河村 隆行君） この件も一般質問のときに少し触れましたんですが、老人福祉センターという名前がついているということは、やはり福祉センターとしての運営といいですか、本来その福祉センターの趣旨に則った、老人のためにという大前提がありますので、そのところ、これは昭和 53 年に改正されて以来、合併のときにこの条例になったと思うんですが、その文言は福祉法第 15 条の第 5 項という文言はずっとついてたんじゃないかと思うんです。やはりこれは、それを意識していたと、その上に則って、福祉法に則り老人福祉センターを運営しないといけないという思いがあったと思うんです。ならば、やはりこの趣旨に沿って老人に対して無料又は低額な料金で健康の増進やいろんなレクリエーション等ができるような施設になっているという目的が、本当に今の現状と乖離していない、やはりこういう福祉法に則ったということになると改めていくべきではないかと思うんです。そういう考えはございませんか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） 老人福祉センターですけれども、確かに老人福祉法に基づいたという施設で条例のほうに記載があります。その現状でいうと、今どちらかというと観光施設といったような色合いが強いかと思います。老人福祉法の名残としましては、65 歳以上の方が少し安くなっている、条例でこれが規定がしてあるという名残があります。今後については、老人福祉法のところを少し変えていこうというふうに今考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7 番、河村隆行議員。

○議員（7 番 河村 隆行君） この後も出てくると思うんですが、料金の収受も利用代行制を採用するとか委託方式にするとか、それぞれいろんな対応が早急にとれるんじゃないかと、1 日老人の方があそこでゆっくり過ごせるような、そういう趣旨の福祉センターであろうかと思っておりますので、町内の皆さんがあそこでゆっくりできるという施設に造り変えていくという、四十何年もたって福祉法で募集をかけているわけですから、やはりそこはちゃんと責任を持って町が対応していくべきではないかと思うんですが、早急にこの今指定管理かけておられますが、これ

を変更してでもやっていく必要があるんじゃないかと思っているのですがいかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） 老人福祉センターなんですけれども、実態と条例上の目的というところが乖離していることは思っておりまして、どちらかという観光施設としての位置づけが今強いということで、老人福祉法の適用を外して、通常の観光施設というふうな位置づけにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7 番、河村隆行議員。

○議員（7 番 河村 隆行君） それはおかしいんじゃないですか。老人福祉法で規定された老人福祉センターですので、やはりその趣旨はやはり皆さんの意見を決めて、やはり四十何年もたってそういう運営がされていなかったから観光施設に切り替えるんだということには、四十何年たっているわけですから簡単なことにはならないと思うんですが。それよりやはりちゃんとしたこの老人福祉法の趣旨に沿った運営をされていくほうが優しいイメージがつくのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 河村議員、一般質問の範疇のようですので課長のほうから答えてはいただきますが、その辺でよろしくお願いします。深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） 老人福祉法に規定された老人福祉センターという位置づけにしますと、ちょっとごめんなさい、私もしっかり記憶をしないんですけれども、例えば健康相談室がいるとかですね、今の運営の形態が少し変わってくるようなことになってしまうと思います。この老人福祉法下にある施設だということは認識はしているんですけれども、やはりあの施設がよりよく活用されるためには、ちょっとその老人福祉法のところから外して、先ほど言われたようにもう開設52年ですか53年ですか、作られてから年数経ってますので、いろんな縛りも解けているということで目的のところを変えていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） はい、他にありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 7番議員のですね、質問は理解できるというのは、やっぱりあの縛りをかけながら、縛りをかけて施設の運営を管理者に任せるというのは、それはちょっと行政がやる方向とは違うと思うんですよ。ですから、今言われるように、福祉の目的を違わずに運営すると言うんでしたら、それは利用料金代行制、公設民営で施設をやるべきですし、経費はかかりますよ、その代わり。それでなかったら課長が言われるように、もうあそこはあれだけだったんだから、今むしろ現実には観光施設ですよ。しかも入浴とか利用の比率を見たらほとんど県外の方ですよ。ということは、あそこのもう少しこの料金の幅を、裁量権を与えるだけではな

くて、全般に言えることですが、経営者にもうちちょっと儲かるような経営の裁量権を持たすべきなんですよ。そのためには今の条例を変えてでも、きちっと他の施設も見直してやるべきだと思いますけど、その辺は町長いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今お二方から御意見をいただきましたが、いわゆる趣旨が相反することなのでどちらをとということにはなりません、一つは、やはり設置をしたときのその設置目的ですね、施設の。これは当然尊重をしなければならないかと思います。とりわけ補助金を大体いただいてあるいは交付金をいただいて造っておるハードの事業がほとんどでございますので、先ほど担当課長が言った縛りというのはその部分だろうと思いますが、そうした結果法のいわゆるその範囲が解かれたということになると、幾らか設置者も裁量権が出てくるということでございますので、そうした考える余地はあるということでございます。

それから11番議員のお話でございます。これもごもっともなお話でございまして、やはりいかにしてその地域を初め町外、県外の方に来ていただいて有効に活用していただくかと、そうしてその公の施設、本来町がやるべきところを指定管理の皆さんにお願いをさせていただくわけですので、何と言いますか、有益性がぐっと上がってくるような、そうした施設にしていかなければならないかと思います。そういった意味で今お願いをしております利用料金の上限を上げるようなこともさせていただきますが、ここでやはり指定管理者の方の裁量権がまたぐっと上がってきますので、先ほど7番議員が言われた本当にその老人の方、お年の方があそこを使われる、それをやはりまだまだ上げていくということになれば現状の使用料金の上げ幅が、上限が上がってきますので、幾らかその料金を上げて、逆に減免とかそうしたところで御高齢の方については減免をする、あるいは免除をするとか、そうすればまた使う頻度というのは上がってくるかと思うますので、これは行政のほうからああしなさいこうしなさいということではなくて、まさに指定管理者のほうやはり創意工夫をして、そうした運用をしていかなければ私は意味がないと思いますので、7番議員、11番議員それぞれ思いのところはお伺いをしましたので、あとはこの議決をいただければこれは指定管理のほうとこれから協定を結んだり毎年毎年通年を含めて協議をさせていただく機会が十分あるわけでございますので、いずれにしても有効に使っていただくようお願いなりは当然させていただきたいなと思っております。そうした中で、御指摘がありましたような条例の部分、現状とやはりミスマッチがあるのであれば少し工夫をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 他にありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ただいま議題になっていますこの件に反対の討論をします。町長今述べられましたが、この指定管理が来年の4月から募集されていますが、やはり老人福祉センター、老人福祉法の15条や20条の7で無料や低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるといような、こういう老人福祉法の趣旨がございます。これをやはり大事にし、この施設が四十何年経っていますが、今までもいろんな修理やいろいろなことを重ねてこられております。しっかりと町内の老人の方がゆっくりとくつろげるような施設にするため、指定管理の料金の収受方法も利用代行制とか委託式とかいろんな方法があると思います。しっかりと年度内に議論して新しい利用法でしていただきたく思い、反対の意見といたします。

○議長（安永 友行君） 続いて、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第68号吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
大庭 澄人君
中田 元君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
藤升 正夫君
庭田 英明君

反対（1名）

河村 隆行君

日程第 8. 議案第 6 9 号

○議長（安永 友行君） 日程第 8、議案第 6 9 号吉賀町福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第 8、議案第 6 9 号吉賀町福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は 1 のボタン、反対の方は 2 のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

日程第 9. 議案第 7 0 号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第 9、議案第 7 0 号吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。7 番、河村隆行議員。

○議員（７番 河村 隆行君） これも一般質問でお伺いしたんですが、地方自治法２４４条の２の２項で、時間が切れましたので答弁もらっていないんですが、吉賀町では特に重要な施設とどういう施設を指すのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今おっしゃられた地方自治法第２４４条の２の第２項の特に重要な施設、これについては吉賀町においては条例化をいたしておりませんので、そうした施設はございません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第９、議案第７０号吉賀町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（０名）

日程第１０、議案第７１号

○議長（安永 友行君） 日程第１０、議案第７１号吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。１１番、庭田議員。

○議員（１１番 庭田 英明君） 一番目の授産作業場の件で、ちょっと説明があったかも分かりませんが、この５年間、来年から１０年までもこの管理料が発生していませんけど、何か説明ありましたか。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 授産活動作業場についてでございます。人件費、事業費、事務費等ございますが、就労支援事業収入それから障がい者福祉サービス事業収入、そういった収入がございますので、それを差引いたしますと、黒字になるということで管理料は発生しないということになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１０、議案第７１号吉賀町授産活動作業場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（０名）

日程第１１．議案第７２号

○議長（安永 友行君） 日程第１１、議案第７２号吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。１番、桜下議員。

○議員（１番 桜下 善博君） 反対というのではないんですが、本当にデイサービスセンターの利用者が多く、私の両親も随分利用させていただきまして感謝しておりますが、一番よく聞かれますのが年末年始ですね、年末年始の稼働についてよく聞かれますので、改めて年末年始の稼働についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。年末年始の稼働率でございますが、今ちょっと手元にございませんで、休憩後にまた御報告をさせていただきたいんですが……（「稼働日」と呼ぶ者あり）大変失礼いたしました。稼働日につきましても、すみません、ちょっと今把握しておりません。大変申し訳ございません。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 大変失礼いたしました。デイサービスセンターの稼働日につきましては、年内は１２月２８日までとなっております。年始につきましては、１月７日から開始というふうになっております。こちらにつきましては、条例上で規定をされております。

○議長（安永 友行君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１１、議案第７２号吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

日程第１２、議案第７３号

○議長（安永 友行君） 日程第１２、議案第７３号吉賀町地域食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１２、議案第７３号吉賀町地域食材供給施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してく

ださい。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

日程第１３．議案第７４号

○議長（安永 友行君） 日程第１３、議案第７４号吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定についての議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第１３、議案第７４号吉賀町産直市場集出荷施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（０名）

日程第１４．議案第７５号

○議長（安永 友行君） 日程第１４、議案第７５号吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。７番、河村隆行議員。

○議員（７番 河村 隆行君） 加工施設で保健所の指導等がありまして、個人でやられていた方がやはり施設の問題でできなくなったという方がたくさん出てこられたと思うんです。この加工所を使うということにはならないかと思うのですが、そういうところの対策はどう考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

御承知のとおり、来年６月から漬物に関してはこれまでの届出制から許可制になるということで、これまで道の駅に個人で出した方が出せなくなるということになっております。加工施設については、不特定多数の方がそこに入って漬物等を作るというのは保健所的には駄目ですよという御指導もいただいております。となると加工組合員としてそこで利用することは可能なんですけど、個人個人の漬物等はできなくなって、一律の漬物になるというようなことになりますけど、指定管理者等もいろいろ協議をしていけないといけませんけど、組合員になればそういった使用はできるというふうに考えておりますので、またそのところは今後協議したいと思っております。

それから個人の方につきましては、加工所の施設を改修する場合は補助事業がございまして、施設の改修であれば２分の１程度補助金を設けております。今年度も何件か利用されておまして、そういった方にも周知をしていってございまして、なかなか老人の方で補助金、負担を出して

まで漬物を作るという方もなかなかいないと思いますけど、その辺のところは随時御相談に乗っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 農産物の加工場ですが、あの場所はですね、以前にも質問したことがあるんですが、大変西日が入る場所でございます、加工のものによって、味噌とか長期間保存することがあったりして、そうなりますと、やはりエアコン等の使用をしなきゃならないと思っておるんですが、今、ゼロ査定になっておりますが、そうした管理料について、組合の方は別に管理料についての申し入れはなかったのか、その辺のところを詳細をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

エアコンのついている部屋もございまして、そこで主にお味噌とかですけど、保存をしているところです。年間の売上と経費を差し引いた場合に黒字も出ておりますので、そういった申し出といえますか、そういった組合員からの質問は別にございませんでした。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今の加工場のことですけど、補助金があると言われてましたが、うちの地元でも、いろいろ加工をやっておられる方がおって、一緒に作ったらいいなというような話もありますが、やはり今まで個人でやっておられた方が一緒に作るというのは、なかなか意見の違いもあったり難しいんですけど、個人で、例えば今まではもう自分の炊事場でやったりとか、いろんなことをやっておられたと思うんですが、保健所の検査が通る程度の加工所、例えば4畳半くらいの場所でもいいんだろと思うんですが、部屋でも、エアコンつけるとか、冷蔵庫とか、全部はなえるということになれば、どういうふうな内容か私もわかりませんが、大体、例えば産業課で把握しておれば、どのくらいの経費が、ゼロからのスタートとすればかかるようなことになるか、もし分かれば教えていただけたら皆さん参考になるんじゃないかなと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

ものによっていろんなパターンがございまして、例えば、何も無いところに施設を作ろうと思えば、コンテナを利用した加工施設もできます。その場合には、その他にエアコン、水道、冷蔵庫、それから換気扇、網戸といったような付随した施設、備品も必要になってきております。で、おおむね、いろんなパターンがありますが、150万円とか200万円かかるような計算にな

ろうかと思います。

その他、自分の家を改修しようと思えばですね、小さな部屋を作ればいいんですけど、その場合にも水道は引っ張ってこないといけないとか、そこに冷蔵庫をはなえないといけないというようなことはございますので、それぞれ御相談いただければこちらも見積もり等もとお示しできますので、そのような対応をしたいと思っております。けど、まあ大体その１５０万円から２００万円程度かかるのではなかろうかと今思っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１４、議案第７５号吉賀町農産物加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（０名）

日程第１５、議案第７６号

○議長（安永 友行君） 日程第１５、議案第７６号吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 日程第１５、議案第７６号吉賀町グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

日程第１６．議案第７７号

○議長（安永 友行君） 日程第１６、議案第７７号大野原運動交流広場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。１番、桜下議員。

○議員（１番 桜下 善博君） 大野原運動交流広場の件で再三質問させておりますが、またまた

質問させていただきますが、土のグラウンドについてですね、年間どのくらい使用回数がありますか。まずそこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。グラウンドの利用の回数ということでございます。手持ちの資料としてですね、少しちょっと古いんですけど、令和2年のグラウンドの使用回数が分かります。209回となっております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 年間で209回ですか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼します。手持ちの資料の中でちょっと答えさせていただきます。そのときに資料としてはゴルフ練習場、テニス場、グラウンド等ということで、グラウンド以外のところもちょっと含まれているかもしれませんが、209回というふうに数字があります。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ちょっと今数字聞いてびっくりしたんですが、恐らく土のグラウンドは年間、管理者のお話を聞いたんですが、年間2回か3回なんです実は。それで、使う頻度は非常に少なく、草は伸びる一方で、管理をされている方が本当に草引きに苦勞されております。使う頻度は本当に僅かなのに、管理だけは非常に大変だということを管理者の方から実は聞いております。真田グラウンド、よしかみらいが出来てから、ほとんど使われなくなったようになったと思うんですが、今後あれだけの広大な土地を、消防団が訓練に使っておりますが、それ以外もほとんど使われておりません。その中でサブグラウンドというようなことも言われておりますが、今後大野原の土のグラウンド、この活用について教育委員会はどういうふうに考えておられるのか。真田のよしかみらいのこともありますので深くは聞きませんが、あれだけの広大な土地を、管理は費用がかかる、しかし指定管理料は変わらないということで、本当に指定管理者が苦勞されております。しっかりと、はっきりとした活用方法を、教育委員会がもう示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼しました。先ほどの答弁のところで少し訂正があります。209回と申し上げましたが、申し訳ありません、利用者数が209人ということでございまして、その単位が違っておりましたので、この場で訂正をさせていただきます。

それから、議員のほうから何度も御質問いただいております、グラウンドの利用についてどう考えているかというところでございます。グラウンドの利用については、考えていかないといけないとは思っているのですが、現在のところで具体的にこうしたものというところは、まだ持つ

ていないという状況でございます。また、指定管理者のほうともお話をお伺いしながら、どういった活用方法があるのかとか、そういったところを協議してもらいたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑はないようですので、これで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第16、議案第77号大野原運動交流広場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） ここで休憩をします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の日程に入る前に、先ほどの議案第72号の吉賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定についての中で、1番議員からの質疑について補足説明を中林保健福祉課長のほうから申し入れられておりますので、それを許します。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

先ほどの答弁させていただいた内容で、12月29日から1月6日までの間がお休みというふうにお答えをさせていただきましたが、今現在におきましては、条例上ではそうなっておりますが、実質は12月29日から1月3日の間がお休みで、1月4日から行っているということになっております。大変失礼いたしました。

○議長（安永 友行君） それでは、日程に移ります。

日程第17．議案第78号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第78号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。質疑はありますか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 参考までに聞かせてください。

利用者のことなんですが、町外、町内の人数が分かりますか、お願いします。

それと、先ほども加工所のことで質問がありましたけど、ここも確か加工所があると思いますけど、今、課長が言われましたように来年の6月から食品衛生法の経過措置が解けて、大変厳しい状況になってくるとは思いますけど、この加工所の利用形態をどのようにするのかというお考えがあったら、お聞かせいただきたいと思います。

昼も夜もサッカー場のほうは利用状況が大変いいような状況で、ぜひここは高津川でらすと一緒になって、力を入れていくエリアだと思っておりますので、まず、その利用状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの利用者数ということです。申し訳ありません、ただいま持ち合わせている資料で町内、町外別の人数が分かるものを持ち合わせておりません。

令和4年度は、1万5,968人です。昨年度も、コロナの影響で一旦予約はありましたがキャンセルにあったものがございます。そういったものを含めると1万7,561人になると、この差額がキャンセルがあったということでございます。一昨年でいいますと、キャンセル後の数字しか今ないんですが、1万3,235人というふうになっています。

県外でいいますと、去年は広島県、山口県の利用が高くなっているということでございます。

それ以前に関しては、関西圏、四国、九州地域からの利用もあったということで、これはコロナの影響とかもあるんだろうと思うんですが、その関西圏、九州、その辺が去年は少し下がっているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 資料を持ち合わせてないということですが、後からお知らせをいただいたら大変ありがたいと思います。

それと、この利用者の中で、今、四国とか九州とか出ましたけど、合宿といいますか、宿泊をされて、あそこを利用されるという方の人数は把握されていますか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 申し訳ありません。宿泊者数というところの人数は、今、ちょっと持ち合わせておりません。全体の一覧表、受付簿等は持っているんですが、集計をしないとちょっと分からないような状態で、申し訳ありません、そこまでの数字を今把握しておりません。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） ただいまお願いした県外、県内の利用者数と宿泊数、ざっくりでよろしいので後から資料をいただけたらと思います。お願いします。

○議長（安永 友行君） 庭田議員、閉会までには無理のようですので、資料をいただいたら全議員さんにまた何らかの方法で周知する方法を執ります。

堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 真田にある加工所についてお答えいたします。

あそこは漬物の許可は取っておりませんで、お菓子であるとか惣菜の保健所の許可をいただいております。今現在、利用形態につきましては、寮の給食をあそこでも作っている関係で、なかなか一般の方がそこで利用する時間の制限があって、ちょっと以前に比べると利用しづらくなっておりまして、年間でいきますと、決まった人があそこで惣菜とかお菓子を作っていると。人数については、ちょっと記憶が定かではございませんけど、10名前後の方が利用しているというような実態でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 漬物が入っていないというのは承知しとったんですけど、そこを、ほかの町村もそうなんですが、個人で加工施設を造って原材料の保管庫とか、今度は洗浄殺菌の装置もいるようになりますし、また製品をストックする冷蔵庫なんかも、課長が言われたように補助事業はありますけど、なかなか個人の方が、しかも、そういう加工品を作られる方の漬物とかは、ほとんどもう伝統食ですので高齢の方が多いわけであって、そんな投資までして

やろうかという人がなかなかそれはおらんわけですね。

ということは、加工品が出てこない、例えば道の駅やくろ、アンテナショップなんかの品ぞろえとか売り上げにも影響してくるわけですので、町として、ここを菓子とか総菜だけじゃなくて、漬物類もできるような施設にする気持ちがあるのか、ないのかというのをお聞きしたわけです。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 気持ちはございますけど、法律によって、その場で保管しないといけないということになっておりまして、真田の加工所の使う形態は、あそこで試しにやってみて、軌道に乗れば自分のところに持って帰ってしっかり施設改修をしてくださいという方針で造った場所です。あそこで漬物を作ろうと思えば、そこで保管して、そこから出荷しないといけないという法律の制限もございまして、スペース的にはちょっとなかなか厳しいかなというふうに思っております。

議員おっしゃられるとおり、道の駅とかそういったところに加工品がなくなるというのは重々承知しておりまして、全国的なことだと思いますので吉賀町に限ったことではございませんけど、なかなか対応には苦慮しているところです。新しい加工所を造れば済むというようなことはありませんけど、予算的なこともございますので、そこら辺はいろいろ検討しながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9 番、藤升議員。

○議員（9 番 藤升 正夫君） 真田グラウンドの使用について、このたびの指定管理を提案されているんですけども、今の管理者側からサッカー以外の利用について、どのようなことで何日ぐらい、それと利用申込みがない段階での自由的な利用の可能性、この点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

指定管理者のほうからの計画というところでの返答になろうかと思います。

管理者のほうの自主事業での計画とか、そういったところで計画されていることがございます。これまでも計画がどうもあったようですが、コロナの影響でなかなかその計画どおりできなかったというところで、今後のところでの計画というところで、スポーツ交流企画事業であるとか、健康増進事業、それから観光防災事業、それから農林加工品販売事業と、そういったところを年間1回の事業が、例えば金、土、日の3日間にわたってだとか、5日間にわたってだとか、そういったところもあるんですが、そういった4種類の事業を現段階では計画しているというのがございます。

それから、サッカー以外の利用というところですけど、基本的には多目的広場という形になっ

ているので、サッカー以外でも利用はできるというふうに認識しておりますけど、具体的にどういったことがこれまであったかだとか、そういうところはちょっと把握していないんですが、予約なしに行った場合、利用することができるかということでございますか。それはあくまでも空いていれば、利用者がほかにいなければということだろうと思うんですが、その辺は可能だろうというふうに思っておりますけど、また管理者のほうに確認をさせていただきたいというふうに思っています。

これは、指定管理者の自主事業ではありませんけど、最近でいいますと11月26日にふるさと応援大使の朝原宣治さんにお越しいたいて、スポーツの力という事業で子どもたちから大人まで集めた事業、2部にわたって開催したとこういったこともございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、御答弁ありましたように、目的としてはサッカーだけじゃなくていろんなことに使えるということで、当初から計画をされ、やっています。いろんなものを持ち込めないとかいう制限の中での利用になりますけれども、吉賀町、公園らしいものがなかなか少ない、ない、そういう状況もありますので、行ってみて、もし空いていれば使いたいとかいう、それは部分的な話でもあるんですけどもそういうことが分かるような施設周辺での表示も含めて、協議のほう、お願いをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

そういった周知だとかそういったところについても、指定管理者とお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 管理料のことなんですが、ここは管理料が減額になってますよね——（発言する者あり）寮の関係ということで、すみません、分かりました。

それと、減額になつとるからいいとか悪いとかちゅうんじゃなくて、2030年度の事業に対しての管理料の影響というのはあるんですか、ないんですか。例えば、準備のために上がるとか、そういうのはないんですか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

まず、指定管理料についてです。今年度のところで、吉賀高等学校のみなし寮で使うというところで、一旦減額をしております。今年度から、次の来年度以降の指定管理の管理料に関しては若干上がっております。そういった形になっております。

それから、国スポに向けて管理料はどうなるかという御質問だろうと思うんですが、これから7年後というところでございます。来年度、中央競技団体の視察等が入ってきて、そこからまた国スポに向けて動いていくというような形になると思います。

現段階でそこらのところが指定管理料に影響があるかというところは、途中で施設の改修だとかそういったことが入ってきますので、そこら辺りのところで若干のことはあるのかもしれませんが、今のところ大きな影響というところは考えていないと。（発言する者あり）今の、現在の試算した指定管理料の中には含まれておりません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第17、議案第78号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（0名）

日程第 18. 議案第 79 号

○議長（安永 友行君） 日程第 18 については、今朝ほどの日程第 2 でお諮りしましたように撤回要求は認められておりますので、次に移ります。

日程第 19. 議案第 80 号

○議長（安永 友行君） 日程第 19、議案第 80 号吉賀町地方創生アドバイザー設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明君） このアドバイザーについてですが、総合戦略並びに地方創生に関する事項等々と書かれておりますが、今の旧六日市学園、これのことについてですが、私も三、四回ほどいろいろな話し合いの中で参加させてもらったところもあるんですが、この間の会議でいろいろまあ進んでるみたいな話もありましたが、個人的に言うとなかなかびんとこないというか、これで地方創生等と旧学園の今からの進め方とかありますけど、その辺がちょっと心配になってるんですが、現在の状態、進み具合とか効果、そのあたりはどういう状況ですか。

○議長（安永 友行君） 三浦議員、質疑ですので、今のちょっともう少し分かりやすく質問してください。

○議員（3 番 三浦 浩明君） 単純に言うと、アドバイザーが今いろいろやってることに對して、町として効果が出ておりますかと、利益を含めて。簡単に言うとそういうことです。

○議長（安永 友行君） 回答を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） まず、アドバイザーの直近のところの活動状況ですけれども、11月27日、今、補助事業で実施をしております先導的官民連携支援事業、まちの駅構想というような言い方でも言っておりますけれども、そちらの勉強会を高津川てらすのメンバーと企画課職員とアドバイザーとというところで、実施をしております。翌日の28日については、町内団体の方と、また意見交換会をしているといったような状況でございます。

実際のその効果というか、利益というかそういうところですが、まだメインの高津川てらすが動いてないというところもありますので、目に見える効果というかそういったものはまだないかなとは思っていますけれども、着実に話し合いのほうはされているというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3 番、三浦議員。

○議員（3 番 三浦 浩明君） 分かりました。要は、話し合いはいろいろ企画課でやられている

ようなのは分かっております。話し合いも当然、何回かやってるんでしょうけど、今聞くと、高津川てらすがどうもそういった動きはされていないと、全くではないと思いますけど、そういう答弁があったんですが、高津川てらすが主流になって、いろんな話し合い等々やっていくそのためにアドバイザーがいるということじゃないですかね。高津川てらすが、なぜ機敏な動きというか、それがないみたいな話ですけど、それはないですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也君） すみません、ちょっと表現が悪かったんですけども、高津川てらすというか、旧六日市学園の活用というのを今、調査事業をやっておりまして、その活用だったりとかというところがなかなか進んでいないというところで、説明をさせていただいたつもりです。

高津川てらす自体は、全員協議会でも説明をさせていただきましたように、えびすジムを開設されたりとか、いろんなところで活動されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） この4条に「町長の求めに応じ」ということが書いてありますよね。アドバイザーは吉賀町のアドバイザーですので、別に高津川てらすに特化したアドバイザーじゃないと思うんですよね。昨日の一般質問で星野リゾートの例を出したら、いや立派なアドバイザーがおるんだからという町長の答弁でしたよね。

実際にそんじゃ、町が地方創生のためのアドバイスをいろいろな面から求めとるんだらうかという疑問を私は持つわけですよ。せっかく委嘱するなら本人さんに、あれだけの方ですよ、この間も言いましたように地方医療を考える会を高津川てらすがやりましたけど、あのときに東大の虎ノ門の上先生を連れてこられるような方ですよ、それをお願いをしといて、ちょっと私から言ったら、本当にこの先生に対しても失礼なことだし、形だけのアドバイザーだったら、前おられましたよね、皇學館大学の先生が、ああいう形式でやられるんでしたら、私はやめたほうがいいと思いますよ。一つは、本人さんに対して大変失礼なことですよ、たかが吉賀町ぐらいで。

そこで、今後町長がこのアドバイザーをどうするかは別として、積極的にアドバイスを受けるつもりがあるのか、ないのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、設置条例を上げましたのは、前回の御審議の中で非常勤特別職の報酬との絡みで、要綱と条例化がミスマッチがあるということで、今回、これまで要綱で行ったものを改めて条例化して上げたにすぎません。ですから、内容がこれまでの要綱と大きく変わったものではなくございます。

それで、今、地方創生アドバイザーということで吉長先生にお願いさせていただいております。入り口は、やはり旧六日市学園の利活用ということでまずお願いをさせていただきましたが、現状においては当然それもやっていただいていますけど、先ほど御紹介にありました医療の関係であったり、福祉の関係であったり、まちづくりであったり、そうしたこと、多岐にわたって、今、情報提供をしていただいたり、アドバイスもしていただいているのは事実でございます。ですから、非常に人脈の多い方、高い方でございますので、我々も非常に、大いに期待もしておりますし、御相談もさせていただいております。

ですから、ことあるごとに、例えば津和野街道の調印式のときであったり、先般の廿日市でありました、アンテナショップの式典の折にも御招待をさせていただいたということで、そうしたことに先生を御招待すると、先日のアンテナのときもそうでしたが、関係をする方が一緒に来られるわけです。式典の中にもいらっしゃいました、関係者の方が。そして、店舗のほうにもたくさんの方がいらっしゃいました。そうしたことで、そして、新たにまた情報をいただけるわけでございますので、積極的に私は、まあ、ある意味遠慮なく、いろいろなことの御相談をさせていただいているところでございます。

逆にいろいろな御相談を差し上げると、やはりあれだけの識見の高い方でございますので、私も幾度となくお叱りを受けたこともございますが、そうした情報交換をしながら多種多様にわたってのアドバイス、御助言をいただいているところでございますので、そのスタンスでこれからも先生にぜひ、お願いをさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第80号吉賀町地方創生アドバイザー設置条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

日程第２０．議案第８１号

○議長（安永 友行君） 日程第２０、議案第８１号吉賀町新病院建設基本計画策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。６番、松蔭議員。

○議員（６番 松蔭 茂君） この条例は、要綱だったものを条例に、ということだったですね。要するに、要綱ではいろいろな障害、保障とか何とか難しいということで、条例化してやろうということだったわけです。それで間違いないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

○議長（安永 友行君） ７番、河村隆行議員。

○議員（７番 河村 隆行君） 料金は、利用代行制の施設の利用に関する料金は、町が裁量するとありますが、収納業務は病院か町かどちらがするのかというのをお聞きします。

○議長（安永 友行君） ７番議員、質疑の内容はこの議案ではありません。

ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第２０、議案第８１号吉賀町新病院建設基本計画策定委員会設置条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第21．議案第82号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第82号吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 先日の議案説明のときも質問させていただきましたが、本当に医師、医療従事者の確保というのは大変だと思います。六日市病院でさえ40年たっても1人もいない、医療従事者にいたっても3人おられたけど、もう既にやめているというように、医師とか医療従事者の確保というのは本当に大変だと思いますが、ここにあります金額でいえば一時金が50万円とか出ておりますが、やはり非常に厳しいと私は思っておりますので、これでやってみただけど、どうしても成果が出ないというのであれば、やはり何年かたって金額を上げるとかやるべきだと思いますが、今までの六日市病院の例を見ても全然採用がいなかったということを踏まえても、やはりここは思い切ったことをするべきだと思いますが、見直しの予定とかありますか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

今回、吉賀町が初めてこういったような条例を出させていただきました。今、見直しが考えら

れるかということですが、当然、この条例でこの金額でやってみて、成果が出なければ、見直しをかけていくということも考えられると思います。今、この前も少し説明をしました、近隣の津和野町と同じような条件で今考えて、この金額に設定をさせていただきましたので、その辺については御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） この制度についてはどうかは言いませんけど、他県よりちょっとボリュームのあるといいますか、そういうところをつけて出していると思うのですが、今もありましたけれども、医師とか看護師もそうですが、これは医師ですが、ちゃんとした募集ができるかということに一つは疑問もあるわけですが、これはこれでいいとしましても、もし医師が捕まらないという事態も当然考えておかないといけないというところで、先ほど、学園の話で上先生、虎ノ門の先生がその会話の中であったわけですが、ただそれだけじゃ医師は集まらないと。やはりそこは県の連携、また政治的連携、医師会の連携、こういったものがないとまず無理ではないかと。

ただ単純に町が、これはこれでいいですけども、こういった制度をつくるのもいいのですが、世の中、いろいろ業種によっていろんな世界がありまして、裏と表といろいろそういうところもありまして、この医師会においては、政治的、医師会的、そういった繋がりがなくなかなか、当然この田舎ですから単純に補助金を多くしても集まらなないと、そういう危機感があります。だから、これはこれでいいですけど、その他のパイプとか、そういったことも考えていかなければいけないと思うんですが、そういったことも含めて考えられておりますか、また実行する予定でありますか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

この条例につきましては、医師、最低でも今年から始めましたので、6年後に結果が出るのかなというところで、長い目で見ておかなければいけないかなと思っています。ただ一方では、やはり今回のよしか病院のスタートに合わせた医師の確保が重要だと思っていますし、当然、それを今の段階ではそろったとしても、2年後、3年後、果たしてお医者さんが残っていただけるのかとかいうことも当然考えないといけないというふうには思っております。

そういったところで、やはり島根県、島根医科大学附属病院であるとか、当然連携を取ってお願いをしていかなければいけない部分があると思います。

またあわせて、お隣の津和野町の共存病院、地域連携推進法人という形で連携をするに当たって、やはり吉賀町だけの問題ではなくて、吉賀町、津和野町、あるいは益田市と合わせた段階で

のお願いの仕方というようなことも少し考えておりますので、今後はそういった形で、医師確保に向けて強化をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第21、議案第82号吉賀町医師確保奨学金貸与条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（0名）

○議長（安永 友行君） ここで休憩とします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 2 2、議案第 8 3 号

○議長（安永 友行君） 日程第 2 2、議案第 8 3 号吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。質疑はありませんか。8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 看護職についてだけ言いますが、この修学課程において 10 万円を修学金として支給するというのがあるんですが、この 10 万円はちょっと少ないと思うんです、もうちょっと上げないと。それでなくても看護師さんが少ないので、それを上げるということと、また、応募者が、今まだ分らんかもしれないが、いるのかどうかというのをお聞きしたいんですけど。

以上です。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

看護職員確保修学資金についても先ほど医師確保の奨学金につきましても、今年から初めて設置をしているものでありますので、やはり少し金額の面については状況を見て、また見直しが必要あれば、そういう判断をしたいなというふうには思っております。先ほども申しましたが、お隣の津和野町とある程度同じような金額に合わせたところで今回設定のほうをさせてもらっています。また、既存の修学資金もそれを参考にしまして、それから少し増額をしたような設定にさせてもらっていますので、その辺について御理解をしていただければと思います。必ずこの看護師確保修学資金については借りる方がおられると考えておりますので、その辺についても御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 見直しが必要であればすることもあるというが、見直しというのは、今回もあるということですか、それと、申込みはもう始まっているんかどうか、応募者がおるのかどうかも含めてお願いします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

見直しについては、まず今年始めるというところですので、すぐの見直しは考えておりません。やはり数年後見た上で応募がないというようなことであれば、やはり見直しを考えていかないといけないかなというふうに思っています。実施につきましても、一応公布の日から施行するというふうにしておりますので、まずは今日の議決をいただいてからというような形になろうかなと

思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、議案第83号吉賀町看護職員確保修学資金貸与条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（0名）

日程第23. 議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第84号吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第２３、議案第８４号吉賀町医療技術者等修学資金貸与条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

日程第２４、議案第８５号

○議長（安永 友行君） 日程第２４、議案第８５号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、議案第85号吉賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

日程第25、議案第86号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第25、議案第86号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私は、第86号議案に反対いたします。なお、後ほど続きます87号、88号議案にも関連いたします。

理由は、コロナ禍が終わり、大企業では春闘でのベースアップ、冬のボーナスが前年度何%アップということが、連日マスコミ等で報道されております。この86号議案に、地方の一議員が人事院勧告に反対したといいましてもどうもこうもできるものではありませんが、私は、私の意

見を述べたいと思います。

景気のいい話が連日報道されておりますが、一方で、地方では、この地方には当然吉賀町も含まれますが、中小企業が多く、物価高騰、光熱費高騰で大変苦しんでおります。これに対して、国も非課税世帯7万円支給、物価高騰対策経営継続支援金、また物価高騰対策特別支援金等々、いろいろ吉賀町も対策をしておりますが、この対策が後ほどの一般会計補正予算に含まれておりますが、これがあつたとしましても町民の生活は大変苦しいと思っております。

私は、町民の代表としまして、町民の声を反映すべく第86号に反対をいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 引き続いて、賛成討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております議案第86号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての賛成討論を行います。

今、吉賀町の職員の状況を見ますと、どの課も本当に大変な状況で業務をしておられるように見えます。

より優秀な人を確保するためには、最初のスタートから出遅れるような形というのは決して吉賀町のためにならないと、このように考えると同時に、職員の方々がより業務にしっかりと向き合っていただきたい。このたびの議会におきましても訂正等もありましたが、本当に住民の福祉の向上とは何か、一人一人の職員がもう一度考え、しっかりと業務に向き合ってもらうことを期待し、この条例への賛成の討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 続いて、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第25、議案第86号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
藤升 正夫君
庭田 英明君

三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
中田 元君

反対（２名）

桜下 善博君

大庭 澄人君

日程第２６．議案第８７号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第２６、議案第８７号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、討論はこれで終わります。

日程第２６、議案第８７号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（８名）

村上 定陽君
桑原 三平君
河村 隆行君

三浦 浩明君
松蔭 茂君
大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

反対（３名）

桜下 善博君

河村由美子君

庭田 英明君

日程第２７．議案第８８号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第２７、議案第８８号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第２７、議案第８８号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（７名）

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

松蔭 茂君

河村 隆行君

藤升 正夫君

中田 元君

反対（４名）

桜下 善博君

河村由美子君

日程第２８．議案第８９号

○議長（安永 友行君） 日程第２８、議案第８９号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第２８、議案第８９号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（０名）

日程第２９．議案第９０号

○議長（安永 友行君） 日程第２９、議案第９０号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第２９、議案第９０号吉賀町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（０名）

日程第３０、議案第９１号

○議長（安永 友行君） 日程第３０、議案第９１号吉賀町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第30、議案第91号吉賀町老人福祉センター条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
大庭 澄人君	藤升 正夫君
中田 元君	庭田 英明君

反対（1名）

河村 隆行君

日程第31. 議案第92号

○議長（安永 友行君） 日程第31、議案第92号令和5年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第３１、議案第９２号令和５年度吉賀町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

日程第３２、議案第９３号

○議長（安永 友行君） 日程第３２、議案第９３号令和５年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第３２、議案第９３号令和５年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、
本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

日程第３３．議案第９４号

○議長（安永 友行君） 日程第３３、議案第９４号令和５年度吉賀町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第３号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろし
いですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。
討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第３３、議案第９４号令和５年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を
採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してく
ださい。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

日程第３４．議案第９５号

○議長（安永 友行君） 日程第３４、議案第９５号令和５年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第３４、議案第９５号令和５年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

日程第３５．議案第９６号

○議長（安永 友行君） 日程第３５、議案第９６号令和５年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第３５、議案第９６号令和５年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
--------	--------

三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（０名）

日程第３６、議案第９７号

○議長（安永 友行君） 日程第３６、議案第９７号令和５年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第３６、議案第９７号令和５年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタン、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君

藤升 正夫君
庭田 英明君

中田 元君

反対（0名）

日程第37. 議案第98号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第37、議案第98号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 22ページの企画課、006の健康増進の推進施設の整備事業費っていうんで改修工事費、これ浴槽のろ過器でしたかね、やり直しということで補償金というのが500幾ら出ておるんですけど、その内容はこういったものなのかということと、もう一段上の商工費の総務費なんですけども、物価高騰等対策経営継続支援金っていうのが3,600万円、特別支援金で800幾らっていうのがあるんですが、これは先般の9月の定例のときにゆ・ら・らのほうで物価高騰、燃料高騰ということで出たと思うんですけども、これに対する基準になるものですね。あれが健康増進のときは50%でしたか、支払い額のということは、こっちも同等の補填をということを言っていたはずなんですけど、その辺はどのぐらいの件数見られて、どのぐらいの補填、パーセンテージ、見られたんでしょうか。その辺伺います。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

物価高騰の支援金の話です。

12月1日の全協のときの説明と重複して大変恐縮ではございますけど、ある程度の統計のデータを商工会さんのほうからいただきまして、幾ら光熱費が上がったかというのをある程度見比べさせていただきまして、売上高に応じて統計データを取ったところ、例えば売上げが50万円以上100万円未満の方は1万円前後が増額していたというようなことから、この支援金を設定したところなんです。データの数にしましては、おおむね50件から60件の統計データを頂きまして算出をしております。全ての方の、例えば決算書とかそういったのを持ち合わせていませんから、商工会さんのほうからデータをいただいて支援金のほうを、金額を決定しているところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、補償金の内容というところで説明をさせていただきます。

まず、今回ろ過器の改修なんですけれども、期間としましては、1月の10日から2月の14日、1か月ちょっとですね、34、36、そのぐらいの日数を今考えております。

一般的に補償の内容というと、収益の補償をする、固定経費の補償をする、従業員の賃金相当を補償する、減収が想定される収益に対する補償をする、そういったようなところが考えられると思います。今従業員確保というところでなかなか町内企業苦しいということもありますので、今回従業員の賃金相当を補償するというようなところで積算をして計上しているものです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 補償金なんですけれども、非常に指定管理っていうのは優遇されているような、という感があるんですけども。確かにその間やむを得ず修理のために営業できないというのは分かるんですけども、じゃあ民間ってどうなんだろうねっていうときに、あまりにもちょっと、全てにおいて優遇されておる不公平感がある。納税義務者として見れば、私はちょっと不公平感がありすぎると。みんなが過保護過ぎるっていいですかね、そういうあれがあるんですが、その辺のところは今後よくよく精査して検討してもらわないと、何でもかんでもしてっていうのは、私はちょっとこの御時世にいろんな違和感というか町民の反感というのがあると思いますよ。その辺もよくよく考えたことをしてもらわないと、あくまでこれは皆さんの6,000人の税金を使うわけですから、その辺のところをよくよく考えてやってほしいという気がします。それに対して、今後は一般質問でも言いましたように、そういう施設は本当1年ぐらいかけていろんな角度で検討してやっていかないと、町が破綻しますよ、本当に。それで町民負担が増える、サービスは低下する。合う話じゃないというようなことが起きますので、そういうことは肝に銘じて、やはり再検討してほしいと思いますので、その辺を申し添えておきたいと思います。

それと産業課の件ですけども、これ、商工会にあくまで数値を拾ってもらったということですか。ということは、これは農業従事者とか全ての業界に当てはまると思うんですよね。そうすると、50や60ぐらいじゃないと思うんですけども、商工会の会員がざっくりと270ぐらいおるんですよ。そうした中で、商工会で1月から12月の決算、それをもうやっている方、それが大体65社ぐらいですよ、そのうち200何ぼの。聞くとおるんですよ。後は顧問の税理士さんを連れておるとか、本社がやっておる、本社がやっているようなところはないと思いますが、その辺とか、後はそこにも頼まないでやっているというところもあると思うんですが、そうしたら指定管理のほうへ出したパーセントでこれは本当に整合性があるのかなという気がするんですが、ざっくりとっていうことだから、下がったり上がったりもするという解釈でいいんでしょうか。それでいいですか。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

なかなか町内の皆さんの売上高ベース等を持ち合わせていませんので、ある程度統計データから算出をして平均で売り上がった金額を算出したところです。当然、中にはLED化をしたりとかいろいろ節電対策をされて上がっていない方もいらっしゃいます。ある業者にとっては光熱費が上がったというような方もいらっしゃって、その平均を出して今回支援金の金額を決定したところでして、なかなか細かいところまで全ての皆さんのデータは持ち合わせていませんので、そういった統計データから算出をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） ぴんと来んのじゃけど要するに、指定管理のほうで、例えば、ゆ・ら・らが前は1,370万ぐらい、老人福祉のほうで年度を越えたら70万円ということでしたね。それは、昨年度の支払った実績に基づいて算出したと。今回出しているのは、ゆ・ら・らのほうが300万円ぐらい減って、老人福祉のほうで12万円ぐらい上がっていますよね。それもいいんですが、そのパーセントですよ。例えば、3,000万円払っているから半分、50%補填して1,500万円なのか、そういうところを聞いとるの。この3,650万円ですか、それは補填の割合は、料率是一緒ですかっていうことを伺っとるんです。数値を拾いにくいというのは、まだ分からんと思うんですよ。だから増減をするんじゃないと思うんですが、補填のパーセント、指定管理が50なら普通のこっちの民間の万人のほうも50%なんですかっていうことを聞いている。分かりますか、言っとること。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

商工業者の方につきましては上がった金額、3年度、4年度を見比べて上がった金額の平均を出しております。ですので、言ってみれば平均ではございますけど、100%補填するような形になります。3年度と4年度の決算額を見比べて、例えばカテゴリー別に分かれておりますけど、100万円以上300万円未満の方はおよそ2万円ぐらい増額しております。それをそのまま支援金の金額に設定をしておりますので、10割支援金というような考え方になります。お分かりでしょうか。全ての方の決算データを持っているわけではありませんので、幾らか抽出したデータの中から平均をしてこれぐらい上がったというのを見越して支援金のほうを設定しているということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連ですが、結局この継続支援金なりもう一個のやつですが、

要するに、指定管理者のほうは上がった、物価高騰したものにその使用料を掛けて算出した。そして、こっちは使用料じゃなくて売り上げで算出したという理解でよろしいんですか。違う——（発言する者あり）いや、そうでないと、これ50万円以上100万円未満というのは売上高でしょう。使用料じゃないでしょう、これ。（発言する者あり）だから、そのところがちょっと分かりづらい。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

説明がちょっと下手で申し訳ございません。

売上高の50万円以上100万円未満の事業者の方の決算を比べると、大体1万円前後上がっていたということでございます。同じように、100万円以上300万円未満の売上高のある業者の方は電気代が大体2万円前後、平均でございますけど、上がっていたということからこの支援金を設定しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今の堀田課長ので御理解いただいたと思いますけど、結局、前回の御議論の中で、指定管理と、いわゆる民間の企業様、法人様との、やはりそのバランスが悪いというお話がございました。まずは、担当課、商工会含め、商工会の中には当然農業関係の法人も含めて議論しておりますけど、それを反映する方法としてはどういう方法がいいかということで随分御議論いただきました。これは特に事務をやっていただくのはまず商工会のほうになりますので、そうした方ともいろいろ突き合わせをしながらどういったスキームをつくっていくのがいいかということでやったところ、やはりその企業によっては売り上げの、言葉足らずな説明なんですけれども、要するに少ないところと多いところ、かなりこの幅があるわけです、いわゆるその実害のところ。ですから、そこを幾らかこうカテゴリーを分けて、ここにありますような50万円から100万円未満の企業様でいわゆるその物価高騰で実害がどのぐらいあったんだと、それを抽出をして平均をすると1万円前後であったと。それで、次のカテゴリーですと、抽出をするとこれが2万円だということで、ですから、全部の企業様をピックアップをして累積したものではございませんが、一定のその指標の中でカテゴリーの中で抽出をして、その平均のその実害額を今回のこの交付金額として定めさせていただいたということです。ですから、先ほどちょっと産業課長が言いましたけど、50万円から100万円未満のところで交付金額が1万円でございますが、1万円を交付したときに実際それ以下の実害の法人様もいるかも分かりません。逆に、この1万円では少し足りない企業様もあるかも分かりません。ただ、一定のこの指標と一定の交付額を定めませんと、そのすべからくその企業様のところの金額がなかなか把握できないということ

で、そこら辺りのその事務的なことも含めて産業課等と、それから商工会のほうの事務をされる方で突き合わせをして、こうしたスキームをつくらせていただいたということです。

それで、当初は、付け加えますと、こうしたつくり、それからあの全協の4ページという次のページの特別支援金があります。我々といたしましては、前回の御議論をいただいて、本来ですと経営継続支援金のところだけでいいかなと。だけでいいかなというのは失礼なんです、いいと思っていました。

ところが、やはり商工会の皆さんあるいは産業課のほうと突き合わせをすると、何が一番困っておられるかという、やはり人員の確保なんです。それは人件費がどんどん上がっていますから。そうした中でもやはりマンパワーを確保したいということがあったということですから、今回のこの制度はある意味二階建てでして、物価高騰で打撃を受けておところのベースラインを経営支援金でカバーをさせていただいて、それに加えて、この雇用のニーズによって特別支援金を交付しようと、こういうつくりにさせていただきました。そこも商工会様のほうには御理解をいただいて、こうした形でいいだろうということでスキームをつくって、こうした形で制度設計をしたわけなんです、ただ後は、協議をする中で例の国の地方創生臨時交付金の金額が出てまいりましたので、幾らか我々が見越しをしておったものよりも少し財源が出そうだということもあって、このカテゴリーを増やしたり、それから継続支援金も特別支援金のほうも金額のほうを増額をさせていただいて、今回こうした制度にさせていただいたとのことでございますので、少し説明のほうが長くなりましたが、そのことも申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第37、議案第98号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、

本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

○議長（安永 友行君） ここで１０分間休憩します。

午後１時５２分休憩

午後２時０４分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事日程の追加、いわゆる追加議案が出ましたので、追加をいたします。

お諮りをいたします。追加の議事日程はただいまお手元に配付したとおりですが、ここでお諮りをします。直ちにこれを追加して議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、日程を追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第１．議案第９９号

追加日程第２．議案第１００号

追加日程第３．議案第１０１号

○議長（安永 友行君） 追加日程第１、議案第９９号土地の買入れについてから追加日程第３、議案第１０１号令和５年度吉賀町一般会計補正予算（第７号）までを一括の議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案の追加ということで、議事日程の追加、ありがとうございました。

本日、追加で議案を提出させていただきますのは、都合７件でございます。御覧のとおり後ほ

ど詳細説明等はさせていただきますが、いずれも六日市病院の公設民営化に係る案件でございます。この件につきましては、これまで本当長きにわたりまして、議員の皆様の方から大変御意見等をいただきまして御心配おかけしておったところでございますが、医療対策課の職員の方からいろいろ全員協議会等でする説明をさせていただいておったところでございます。この12月の定例議会開会後におきましても鋭意その事務に努めておったところでございまして、後ほど説明いたしますが、最終的な代理人交渉がどうにか着手をすることができました。これを受けまして事務的な整理をさせていただいて、昨日の夕刻の段階で書面等の準備ができましたので、本日のこの最終日ぎりぎりになりましたが、どうにか間に合うことができましたので、これから上程をさせていただきたいということでございます。

今、議長のほうからお話ございましたように、まず、議案第99号から101号までの3件一括で上程をさせていただきたいと思います。

まず、議案第99号土地の買入れについてであります。

下記不動産を買入れるため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月15日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

1、買入れの目的、地域医療体制の継続のため。

2、土地の所在地、①吉賀町六日市368番4、②吉賀町六日市368番12。

3、土地の地目及び面積、①宅地1万518.82平方メートル、②宅地188.34平方メートル。

なお、この①、②は上の土地の所在地と照合ができるものでございます。

4、買入れ金額、1,500万円。

5、買入れの相手、島根県鹿足郡吉賀町六日市368番地4、社会医療法人石州会理事長谷浦博之。

続きまして、議案第100号動産の買入れについて。

下記動産を買入れるため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月15日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

1、買入れの目的、地域医療体制の継続のため。

2、動産名及び数量、①医療用器械備品一式、②その他器械備品一式、③車両一式、④一括償却資産一式、⑤その他資産一式、⑥流動資産一式。

なお、別紙のところで動産の調書を添付させていただいております。

3、所在場所、先ほど申し上げました①から⑥についてでございます。いずれも六日市病院建物内及び敷地内でございます。

4、買入れ金額、2,462万8,500円、うち消費税額は212万8,500円であります。

5、買入れの相手、島根県鹿足郡吉賀町六日市368番地4、社会医療法人石州会理事長谷浦博之。

続きまして、議案第101号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）であります。

令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,793万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億8,762万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月15日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくりいただきまして、第1表の歳入歳出予算補正の、まず、歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税37億1,391万5,000円に330万円を追加し、37億1,721万5,000円。18繰入金、2基金繰入金6億1,658万3,000円に2,463万円を追加し、6億4,121万3,000円。これに伴います歳入合計につきましては、82億5,969万円に2,793万円を追加し、82億8,762万円となるものであります。

続きまして、歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費6億9,305万9,000円に2,793万円を追加し、7億2,098万9,000円、これに伴います歳出合計であります。82億5,969万円に2,793万円を追加し、82億8,762万円となるものであります。

本議案の事項別明細以降を含めまして、議案第99号、議案第100号並びに101号いずれにつきましても、詳細については、所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） それでは、失礼いたします。議案第99号土地の買入れ、議案第100号動産の買入れ及び議案第101号令和5年度一般会計補正予算（第7号）について、詳細説明のほうをさせていただきます。

参考資料を御覧いただければと思います。1ページをお開きください。

まず、（1）、町と社会医療法人石州会双方代理人による社会医療法人石州会所有の資産の譲

渡についての協議を8月から計4回行っております。今回4回のウェブ協議を重ね、昨日までのところで双方の代理人を中心に最後の詰め協議のほうを行っていましたが、その結果双方が合意するに至りました。合意事項としましては、社会医療法人石州会所有の資産の譲渡に関する事で、この後詳細説明をさせていただきますが、併せて社会医療法人石州会の医業終了となる期日について確認をさせていただいたところ、社会医療法人石州会より令和6年2月29日で医業を終了するとの回答がありました。このことから、よしか病院の開設となる期日については、当初予定をしておりました令和6年4月1日より1か月前倒しでの開設となる令和6年3月1日となりました。この後、引き続き議案上程させていただきます4施設の指定管理者の指定の開始期間についても、令和6年3月1日からとしておりますことを事前に申し添えさせていただきます。

それでは、社会医療法人石州会所有の資産の譲渡に関する内容についてですが、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、財産の取得について議案上程させていただいたところです。

(2)を御覧ください。

譲渡による資産であります、まずは建物についてです。

8月31日に開催をしました全員協議会において、石州会資産に係る交渉協議についてということで説明のほうをさせていただいておりますが、建物の内容として、本館棟、新館棟、その他(MRI室、ポンプ室、倉庫)、それから西病棟、託児所、これは、こぼと保育園になりますが、将来の解体費用も加味し、無償ということでの取得となります。なお、建物の所在としましては、資料4ページにお示しをしております。

次に、議案の第99号における土地の取得についてです。

1ページに戻っていただきまして、真ん中の表のほうを御覧ください。

六日市病院の建物に係る土地の部分2筆、それぞれ宅地で1万518.82平方メートルと188.34平方メートルの合計1万707.16平方メートルを1,500万円、これ非課税となります、非課税で取得するものです。

土地の所在としましては、資料3ページのほうを御覧ください。

色で囲んだ部分となります。なお、この土地につきましては平成12年12月当時六日市町議会で議決をされ譲与している土地ではありますが、1,500万円非課税として取得をするものです。

次に、議案の第100号における動産の取得についてです。

再び1ページに戻ってください。

下段の表のほうを御覧ください。社会医療法人石州会の固定資産台帳に登録されております資

産のうち医療用機械器具から流動資産までの資産について、税抜きで2,250万円で取得をするものです。なお、各項目の内訳についても主なものを記載をしておりますが、議案のほうの別紙動産の調書には少し詳しく記載をしておりますので、そちらのほうを少し御覧ください。

議案の第100号動産の買入れについての別紙動産の調書、2ページになります。

医療用機械器具としましては医療用画像管理システム、超音波画像診断装置、一般X線撮影装置など7種類、その他の機械器具としましては会議用テーブル、椅子、テレビ会議システムなど9種、それから車両については普通車両2台、それから一括償却資産としまして監視カメラ等3種類、その他資産で電話加入権、住宅保証金、それから流動資産としまして医薬品、診療材料等となります。今説明をさせていただいた種別や名称に係る資産として2,250万円、税抜きで2,250万円で取得をすることになります。この取得金額の考え方ですが、それぞれの名称の資産について、社会医療法人石州会で固定資産台帳の令和5年度末償却の残高を積み上げた金額となっております。なお、動産について、先ほど言いました有償で取得する資産はごく一部で、大半が令和5年度末時点で耐用年数が過ぎ、減価償却の終わっている資産が多数ございます。これらについては、必要に応じて無償で譲り受けるということにしております。

それでは、資料に戻っていただければと思います。資料の2ページを御覧ください。

(3) 資産の買入れ額についてまとめております。先ほど説明したとおり、一番上のところで

不動産建物については0円、土地については1,500万円、これは非課税となります。動産が2,250万円、これ税抜きで書いてありますが、このうちの一部が非課税というふうになります。合計税抜きで3,750万円ということになります。

続いて、議案第101号の令和5年度一般会計補正予算（第7号）の詳細説明ということですが、議案の事項別明細書と同様の内容を資料のほうに記載しておりますので、資料にて説明をさせていただきます。

(4) の補正予算額（案）というところを御覧ください。

まずは、下のほうの歳出を御覧ください。

款衛生費、項保健衛生費、目保健衛生総務費、005地域医療対策費です。7、報償費で報償金として330万円、これは8月から4回にわたりまして社会医療法人石州会及びその代理人との協議交渉をしていただいた町顧問弁護士への成功報酬となります。既に着手金は9月補正予算において計上済みのため、今補正予算としては成功報酬のみとなります。

次に、10需用費で消耗品として743万5,000円、これは税込みになります。これは動産に係る種別でいきますと、戻っていただいて1ページの一番下のところで、流動資産の部分で医薬品と診療材料に係るものです。

続いて2ページに戻っていただいて、16公有財産購入費の権利購入費としまして506万5,000円、これも税込みです。これは動産に係る種別でいうと、1ページに戻っていただく下から2番目のその他資産の部分で、電話加入権と職員住宅保証金、これは保証金は敷金部分になります。なお、この職員住宅保証金は非課税というふうになりますので、先ほど一部非課税があるというふうに申しましたが、こちらの部分が非課税となります。

また、すみません、2ページに戻っていただきまして、17備品購入費。

まず、一番下の車両購入費69万円に関しましては、こちらも1ページに戻っていただいて、動産に係る種別でいうと車両の部分で普通乗用車2台分、そちらのほうに係るものです。

度々すみません、また2ページに戻っていただきまして、庁用器具費、機械器具費それぞれ776万4,000円と機械器具費が367万6,000円につきましては、動産に係る種別でいうと、また戻っていただいて、医療用器械備品、それから次の、その他の器械備品、それから1つ飛んで一括償却資産の部分となりますが、庁用器具費につきましては、その中でも会議用テーブル、椅子、ネットワーク設備、テレビ会議システム、監視カメラなど、庁用に係るような備品を計上しております。一方、機械器具費につきましては、一般X線撮影装置、それから電動ベッド、それから眼科手術用の鑷子、厨房用のブレンダー、スチームコンベクションなど、医療器械や医療用器具、厨房器具などに係る備品のほうを計上しております。

すみません、度々2ページに戻っていただきまして、歳入の部分の説明させていただきます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1普通交付税で330万円、こちらは弁護士の成功報酬部分に充てております。また、款18繰入金、項2基金繰入金、目5地域福祉基金繰入金、節1地域福祉基金繰入金で残りの2,463万円、こちらについて、動産の取得に係る部分に充当のほうをしております。なお、土地購入費の1,500万円につきましては土地開発基金で取得をするため、今補正予算の歳入歳出には計上しておりません。

以上で、議案第99号土地の買入れ、議案第100号動産の買入れ及び議案第101号令和5年度一般会計補正予算（第7号）について、詳細説明のほうを終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 動産の部分で、動産買入れで、土地が駐車場は入っていないのかという点と、もう一点、医療機器の中でMRIが入っていないが、MRIはなくなるのか、その2点をお願いします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

駐車場部分ということでしょうか。駐車場については土地の中に含まれております。

医療用機器の中でMR Iが入っていないということですが、MR Iについては償還が終わっておりますので、無償でということになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、質疑は終わります。

なお、一括提案でしたが、討論と採決は議案ごとに行います。

追加日程第1、議案第99号土地の買入れについての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

追加日程第1、議案第99号土地の買入れについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第2、議案第100号動産の買入れについての討論を行います。反対討論はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

追加日程第2、議案第100号動産の買入れについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

反対（1名）

庭田 英明君

○議長（安永 友行君） 追加日程第3、議案第101号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

追加日程第3、議案第101号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（０名）

追加日程第４．同意第１０２号

追加日程第５．同意第１０３号

追加日程第６．同意第１０４号

追加日程第７．同意第１０５号

○議長（安永 友行君） それでは、追加日程第４、議案第１０２号よしか病院の指定管理者の指定についてから追加日程第７、議案第１０５号吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、一括４件について、上程をさせていただきます。

まず、議案第１０２号よしか病院の指定管理者の指定についてであります。

よしか病院の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和５年１２月１５日提出、吉賀町長岩本一巳。

１、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、よしか病院。

２、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町上高尻４７４番地２、名称、医療法人カタクリ会、代表者名、理事長木谷光博。

３、指定の期間、令和６年３月１日から令和１１年３月３１日までであります。

続きまして、議案第１０３号介護老人保健施設よしか苑の指定管理者の指定について。

介護老人保健施設よしか苑の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和５年１２月１５日提出、吉賀町長岩本一巳。

１、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、介護老人保健施設よしか苑。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町上高尻474番地2、名称、医療法人カタクリ会、代表者名、理事長木谷光博。

3、指定の期間、令和6年3月1日から令和11年3月31日まで。

続きまして、議案第104号吉賀町医療介護従事者住宅の指定管理者の指定について。

吉賀町医療介護従事者住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月15日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町医療介護従事者住宅。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町上高尻474番地2、名称、医療法人カタクリ会、代表者名、理事長木谷光博。

3、指定の期間、令和6年3月1日から令和11年3月31日まで。

続きまして、議案第105号吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定について。

吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月15日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町飛行場外離着陸場。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町上高尻474番地2、名称、医療法人カタクリ会、代表者名、理事長木谷光博。

3、指定の期間、令和6年3月1日から令和11年3月31日まで。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま提案者の提案理由の説明は終わりましたので、ここで質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 来年3月1日から正式にカタクリ会よしか病院が発足することですが、その前に登記、やはり住所変更とか皆あるんだろうと思いますが、そこまではできるかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

今日議決いただいたところで行けば、そのようにそこまでに準備をしないと、登記も含めて完了させたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わり、討論、採決は議案ごとに行います。

追加日程第4、議案第102号よしか病院の指定管理者の指定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

追加日程第4、議案第102号よしか病院の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 追加日程第5、議案第103号介護老人保健施設よしか苑の指定管理者の指定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

追加日程第5、議案第103号介護老人保健施設よしか苑の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

○議長（安永 友行君） 追加日程第6、議案第104号吉賀町医療介護従事者住宅の指定管理者の指定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

追加日程第6、議案第104号吉賀町医療介護従事者住宅の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君

河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（０名）

○議長（安永 友行君） 続いて、追加日程第７、議案第１０５号吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

追加日程第７、議案第１０５号吉賀町飛行場外離着陸場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１１名）

桜下 善博君
三浦 浩明君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

村上 定陽君
桑原 三平君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（０名）

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、追加日程外、元に戻ります。

日程第３８．発議第５号

○議長（安永 友行君） 日程第38、発議第5号ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）を議題とします。

本案についての総務常任委員会の報告を求めます。藤升総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（藤升 正夫君） それでは、受理番号第167号、発議第5号につきまして審査報告をさせていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長藤升正夫。

発議審査報告書。

本委員会に付託された発議を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第167号、発議第5号、件名、ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）。内容、子どもを含む多くの犠牲者を出している紛争の当事者であるハマス及びイスラエル双方に、恒久的な停戦と人質の解放並びに国際人道法及び国際人権法を遵守するよう働きかけることを政府に求めるもの。

2、審査年月日、令和5年12月11日。

3、審査結果、賛成多数で採択と決した。

審査において出された主な意見を紹介します。

宗教対立であり解決することは難しいとするマスコミ報道もある、首相は停戦に向けて行動している、遅きに失している、ハマス、イスラエルの両方に行うことが大事、ニュースはむごたらしい、無駄でも行動を起こすべきという意見が出ておりました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 委員会ではありませんが、本会議で「ハマス等」という文言のところで「等」というのはどういうことかというのを委員長にお聞きしましたが、何か検討されましたか。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升総務常任委員長。

○総務常任委員長（藤升 正夫君） すみません、申し訳ありません。

本会議のところで質問がありました部分で、ただいま改めて質問がありました件について、お答えをいたします。

国際情報ネットワーク分析というところの記事から、ちょっと読み上げて報告させていただきたいと思います。

10月7日のイスラエルへの攻撃はハマス単独で行われたものではなく、パレスチナ・イスラム聖戦——いわゆるP I Jといいます——とムジャヒディン旅団とアブ・アリ・ムスタファ旅団、そしてアル・アクサ殉教者旅団、オマル・アル・カシム部隊も参加したとされるとされておりますので、このように報告させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第38、発議第5号ハマス及びイスラエル双方に対し恒久的な停戦に向けた働き掛けを求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は採択です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、この発議は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

桜下 善博君	村上 定陽君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（2名）

三浦 浩明君	桑原 三平君
--------	--------

日程第39、発議第6号

○議長（安永 友行君） 日程第39、発議第6号軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）を議題とします。

本案についての経済常任委員長の報告を求めます。6番、松蔭経済常任委員長。

○経済常任委員長（松蔭 茂君） 読み上げます。

吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長松蔭茂。

発議審査報告書。

本委員会に付託された発議を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、受理番号第168号、発議第6号、件名、軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）。内容、免税軽油の制度は、大型の農業機械などを使う生産者にとって経営を支えるためにも必要不可欠であることから、制度の延長と恒久化を求めるもの。

2、審査年月日、令和5年12月12日。

3、審査結果、賛成多数で採択と決した。

審査において出された意見。制度を知らない事業者もいるので、制度が延長された場合には周知も配慮されたい。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第39、発議第6号軽油引取税の課税免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は採択です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数です。したがって、この発議は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

桜下 善博君
河村由美子君
河村 隆行君
藤升 正夫君
庭田 英明君

村上 定陽君
松蔭 茂君
大庭 澄人君
中田 元君

反対（２名）

三浦 浩明君

桑原 三平君

日程第４０．閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第４０、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴常任委員長から会議規則第７５条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

日程第４１．議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第４１、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、お手元に配付したとおり、議員派遣することに決定をしました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、１件の事件の撤回はございましたが、それ以外、執行部側から提案をさせていただきました全議案につきまして、久方ぶりでございますが、全議案についての賛成の御承認をいただきまして本当にありがとうございました。とりわけ、本日追加で上程をさせていただきました７件、いずれも六日市病院の公設民営化に係る案件でございました。これにつきましては、今年の２月下旬の全員協議会、この場で、現在運営をしていただいております石州会の指定管理、こ

ちらのほうを断念をさせていただくという大きな決断をさせていただいたところから始まりまして、ちょうど今日がおおむね10か月ということになりました。本当に紆余曲折がございました。そうした中にありましても、この12月の定例会、最後の最後のところで、最終日のところで追加提案をさせていただいたということで、私自身本当に安堵しているところでございます。あまりこの手前みそ、職員を褒めるのはどうかとは思いますが、本当に医療対策課課長以下職員あるいは関係をするほかの職員を含めて、本当にこの10か月間頑張っていたというふうに考えております。特に、これもこの職員だけの力ではなくて、木谷医療・介護統括官をはじめ、包括連携協定を締結していただいております益田日赤あるいは医療法人橘井堂、こうした皆さんの本当にお力添えがあつて事務的な支援があつてこそ、こうしたことができたというふうに考えております。また、代理人交渉におきましては、大分県におられます山本顧問弁護士、こうした皆さんの本当にお力添えがあつて、本日のこの議決をいただいたと、御承認をいただいたというふうに考えております。本当にありがとうございました。

とはいいいましても、先ほど議決をいただきましたように、当初予定をしておりました令和6年4月1日ではなくて1か月前倒しの来年の3月1日ということになりました。この1か月は本当に大きいものでございます。残された年末年始を挟みますと正味2か月の準備期間ということになります。いろいろ御意見があつたように、やることはたくさんございます。これは本当に関係機関、団体のほうと調整をしながら、しっかり準備をさせていただいて、来年3月1日には立派なよしか病院を開設をさせていただきたいというふうに思います。議会の皆様におかれましては、引き続き高所大所から御指導御伝達を賜りますように、この場をお借りをしてお願いを申し上げておきたいと思います。

そして、この定例会のほうへ議案上程をさせていただく中で、今回も非常に議案審議あるいは一般質問の中で、本当に貴重な御意見を頂戴したところでございます。反省をすべきところもたくさんございました。そうした御意見を拝聴させていただいてこれからの事務執行にしっかり反映させていただきたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

大変簡単でございますが、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

令和5年第4回吉賀町議会定例会を閉会します。御苦勞でございました。

午後2時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員